

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成２３年度第３次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	漁業・養殖業復興支援事業				担当部局庁		水産庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度	平成23年度～平成28年度				担当課室		漁業調整課		漁業調整課長 長谷 成人		
会計区分	一般会計				施策名		⑯漁業経営の安定				
根拠法令	—				関係する計画、通知等		水産基本計画(平成19年3月20日閣議決定) 水産復興マスタープラン(平成23年6月28日)				
事業の目的	震災で悪影響を受けた漁業者において、生産活動の再開に向けて、安定的な水産物生産体制の構築に資する計画を策定し、復興に向けて大きく前進するとともに、収益性の高い操業・生産体制への転換を図る。										
事業概要	・がんばる漁業復興支援事業 地域で策定した復興計画に基づき、省エネ高性能漁船の導入等により、震災前以上の収益性の確保を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費(用船料、燃油代、氷代等)を助成。 ・がんばる養殖復興支援事業 養殖業の復興を推進するため、5年以内の自立を目標とした安定的な水産物生産体制を構築するための必要経費(施設等借上費、養殖作業費、資材費等)を支援。										
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他										
23年度予算額 (単位：百万円)	当初		第１次補正		第２次補正		第３次補正		計		
	—		—		—		81,763		81,763		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
				23年度	(27年度)						
	(がんばる漁業) 収益性の高い操業体制が構築された地域件数 (がんばる養殖) 養殖業の共同化により経営の再建が図られた地域件数		件	0	(がんばる漁業) 24件 (がんばる養殖) 32件 (グループ数320件)		認定件数		件	(がんばる漁業) 12件 (がんばる養殖) 24件 (グループ数240件)	
単位当たりコスト	がんばる漁業復興支援事業 837,241千円／件 がんばる養殖復興支援事業 898,172千円／件					算出根拠	がんばる漁業復興支援事業24,280,000千円／29件程度÷837,241千円／件 がんばる養殖復興支援事業57,483,000千円／64件(640グループ)程度÷898,172千円／件				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」の中で、漁船、漁具、養殖施設の復旧や漁船・船団の近代化・合理化、漁業の体質強化について示されており、整合性はとられている。 (「復興への提言」(p.21 第2章(5)③)、「東日本大震災からの復興の基本方針」(p.18 5(3)⑤))					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						多くの被災地自治体や関連団体等から本事業に対する要望があり、優先度も高い事業である。 ※要望元：青森県、宮城県、気仙沼市、北海道・東北六県議会議長会、JFグループ大日本水産会等					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						本事業は既存事業を活用して実施するものであり、生産コストの減少、高付加価値化による魚価向上等に取り組む計画を策定し、第三者(専門家等)の認定を受けて実施するものであり、収益性の向上を目指した効果的な事業である。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						1次産業である漁業は地域産業の根幹をなすものであり、本事業の実施により、事業実施者のみならず、造船及び関連機器産業、加工業、冷凍冷蔵業、流通業、小売業等の関連産業においても生産・取扱額の増加等の効果が見込まれ、事業実施地域における効率的な復興に繋がるものと考える。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						事業主体(民間団体)が資金を管理し、事業実施者(水産業協同組合等)等が地元自治体や関係者と連携して計画を作成し事業を実施、国は事業主体及び事業実施者からの申請・報告等をもって、事業が適切に運用され着実な効果を生んでいるかを検証する、というように要綱・要領によって明確な役割分担を持って事業を実施するもの。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						本事業は、生産から流通に至るまでの具体的な計画を作成し、また事業年度毎の事業計画も作成して実施するものであり、事業を計画的に実施できる仕組みとなっており、他に類似事業はなく、他事業との整合性も取れている。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						既に被災地からも要望が上がっており、既存のスキームを活用した事業実施となることから事業を迅速に着手することが可能。また、計画の認定においては第3者(専門家等)による審査を行い、また、事業年度毎に事業実施計画や実績を申請・報告する仕組みとすることにより、事業の透明性や適切な進行管理を行う。					